

# 鹿 児 島 県 公 報

平成26年 3 月 28 日（金）第2994号の16



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

### 訓 令

○地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令 (※) (人事課取扱い) 1

## 訓 令

### 鹿 児 島 県 訓 令 第 1 号

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3 月 28 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令

地域振興局及び支庁事務処理規程（平成19年鹿児島県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1の13の項第3号ク(イ)中「事務所長」を「所長」に改め、同表18の項中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 地域振興局が共催又は後援を行うことの決定（定例的なものを除く。）	振興局	○						総務企画課合議
(8) 地域振興局が共催又は後援を行うことの決定（定例的なものに限る。）	振興局			○				

別表第4総務企画部の表中31の項を32の項とし、28の項から30の項までを1項ずつ繰り下げ、

同表27の項第1号中 「

○		○	事務所長
---	--	---	------

」 を 「

○			
---	--	--	--

」 に改め、同項

第2号中「8①③」の次に「, 9③, 12③」を加え、 「

○		○	事務所長
---	--	---	------

」 を

「

○			
---	--	--	--

」 に改め、同項に次の3号を加え、同項を同表28の項とする。

(3) 一般旅券の渡航先追加申請の処理（法9①③〔3③〕）	振興局（鹿児島地域振興局を除く。）			○				
(4) 一般旅券の査証	振興局			○				

欄増補申請の処理 (法12①)	(鹿児島 島地域 振興局 を除く。)							
(5) 一般旅券の紛失 又は焼失の届出の 処理 (法17①③)	振興局 (鹿児島 島地域 振興局 を除く。)			○				

別表第 4 総務企画部の表中26の項を27の項とし、21の項から25の項までを1項ずつ繰り下げ、同表20の項第 1 号中「役員」を「組合（信用協同組合を除く。以下この項において同じ。）の役員」に改め、同項第 2 号中「臨時総会」を「組合の臨時総会」に、「55⑥」を「55⑥、55の2③」に改め、同項第 4 号中「又は会員」を削り、同項第 5 号中「105の 2」を「105の 2 ①②」に改め、同項を同表21の項とし、同表中19の項を20の項とし、18の項を19の項とし、同表17の

「  

○				
---	--	--	--	--

  
 項第 9 号中 を

「  

○				第 3 号、第 7 号及び前号に掲げる事務に係るものに限る。
---	--	--	--	--------------------------------

  
 に改め、同号を同項第10号とし、同項中第 8 号を第

9号とし、第 2 号から第 7 号までを1号ずつ繰り下げ、同項第 1 号の次に次の 1 号を加え、同項を同表18の項とする。

(2) 国定公園事業に関する報告の徴収又は立入検査等の実施 (法17①)	大島支庁			○				
--------------------------------------	------	--	--	---	--	--	--	--

別表第 4 総務企画部の表中16の項を17の項とし、13の項から15の項までを1項ずつ繰り下げ、同表12の項第 1 号中「3 ④⑨」を「3 ④⑧」に改め、同項を同表13の項とし、同表中11の項を12の項とし、6の項から10の項までを1項ずつ繰り下げ、5の項の次に次の 1 項を加える。

6 物価物資対策の企画及び総合調整に関する事務 この項中鹿児島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	生活関連商品の需給状況及び価格動向に関する情報の収集 (条例17①)	振興局		○		○	事務所長	
--	------------------------------------	-----	--	---	--	---	------	--

(昭和52年鹿児島県条例第33号)を「条例」という。)									
-----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第4保健福祉環境部の表1の項事務の種類の欄中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、同表7の項に次の1号を加える。

(6) 汚水に関する報告の徴収又は立入検査の実施(条例47①)	振興局			○					
---------------------------------	-----	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第4保健福祉環境部の表8の項を次のように改める。

8 医療法(昭和23年法律第205号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	(1) 医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告を行った者からの報告の徴収及び立入検査の実施(法6の8①)	振興局		○					
	(2) 病院等からの報告の徴収及び立入検査の実施(法25①)	振興局		○					

別表第4保健福祉環境部の表中31の項を32の項とし、28の項から30の項までを1項ずつ繰り下げ、同表27の項第16号中「係る」の次に「体制等に関する」を加え、同号を同項第19号とし、同項第15号を同項第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

(18) 障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者等の報告又は帳簿書類等の提出等の要求及び立入検査等の実施(法81①)	振興局			○					
--	-----	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第4保健福祉環境部の表27の項第14号を同項第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 指定自立支援医療機関等の報告又は診療録等の提出等の命令及び検査等の実施(法66①)	振興局			○					
--	-----	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第4保健福祉環境部の表27の項第13号を同項第14号とし、同項第12号中「実施(法51の3①、51の32①)」を「実施等(法51の3①③、51の32①③)」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第11号を第12号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号中「37、39」を「37①、39①」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「41」を「41①」に、「51の21」を「51の21①」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加え、同項を同表28の項とする。

(1) 精神通院医療を行う者の報告又は文書等の提出等の	振興局			○					
-----------------------------	-----	--	--	---	--	--	--	--	--

命令及び立入検査等の実施（法10①）									
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 4 保健福祉環境部の表中26の項を27の項とし、同表25の項第33号中「条例 4」を「条例 4 ①」に改め、同項を同表26の項とし、同表中24の項を25の項とし、17の項から23の項までを1項ずつ繰り下げ、同表16の項中第13号を第14号とし、第 6 号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の1号を加え、同項を同表17の項とする。

(6) 立入調査票の交付（法28②）	振興局			○					
--------------------	-----	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第 4 保健福祉環境部の表中15の項を16の項とし、 9 の項から14の項までを1項ずつ繰り下げ、 8 の項の次に次の1項を加える。

9 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	照射録の提出要求及び検査の実施（法28②）	振興局			○				
---	-----------------------	-----	--	--	---	--	--	--	--

別表第 4 農林水産部の表中52の項を55の項とし、48の項から51の項までを3項ずつ繰り下げ、同表47の項第 1 号中「拒否」の次に「及びその旨の通知」を加え、同項第 2 号中「業務規程の届出」の次に「（変更の届出を含む。）」を加え、「7, 9, 11」を「7①, 9①, 11①」に改め、同項第 4 号中「24」を「24①」に改め、同項を同表50の項とし、同表中46の項を49の項とし、40の項から45の項までを3項ずつ繰り下げ、同表39の項事務の種類欄中「狩猟適正化」を「狩猟の適正化」に改め、同項第12号中「報告及び立入検査等（法75）」を「狩猟免許を受けた者等からの報告の徴収（法75①）」に改め、同項中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加え、同項を同表42の項とする。

(13) 鳥獣保護区、店舗等の立入検査等の実施（法75②③）	振興局			○		○	屋久島事務所長		
--------------------------------	-----	--	--	---	--	---	---------	--	--

別表第 4 農林水産部の表中38の項を41の項とし、20の項から37の項までを3項ずつ繰り下げ、19の項を削り、18の項を20の項とし、同項の次に次の2項を加える。

21 主要農作物種子法（昭和27年法律第131号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	(1) 主要農作物種子審査員の身分証票の交付（法 4 ⑦）	北薩地域振興局 大隅地域振興局			○				
	(2) ほ場審査証明書等の交付（法 5）	北薩地域振興局 大隅地域振興局			○		○	支所長	
22 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法	主要食糧出荷等事業者からの報告の徴収及び立入検査の実施（法52①, 政令17①ⅢⅣ）	振興局			○				

<p>律（平成6年法律第113号）の施行に関する事務 この項中主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律を「法」、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）を「政令」という。</p>										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第4農林水産部の表中17の項を19の項とし、16の項を18の項とし、15の項を17の項とし、14の項を15の項とし、同項の次に次の1項を加える。

<p>16 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報に関する法律（平成21年法律第26号）の施行に関する事務 この項中米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報に関する法律を「法」、</p>	<p>米穀事業者からの報告の徴収及び立入検査の実施（法10①、政令7①ⅢⅣ）</p>	<p>振興局</p>		<p>○</p>						
--	--	------------	--	----------	--	--	--	--	--	--

米穀等の取引等に 係る情報の記録及 び産地情報の伝達 に関する法律施行 令（平成21年政令 第261号）を「政令」 という。									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第4 農林水産部の表中13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、11の項の次に次の1項を加える。

12 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の施行に関する事務 この項中農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律を「法」、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和26年政令第291号）を「政令」という。	製造業者等からの報告の徴収及び立入検査の実施（法20③、政令12①ⅢⅣ）	振興局			○				
---	--------------------------------------	-----	--	--	---	--	--	--	--

別表第4 建設部の表1の項事務の種類欄中「以下」を「昭和32年法律第161号。以下」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 許可等に関する報告の徴収又は立入検査等の実施(法35①②)	大隅地域振興局			○				第1号及び第2号に掲げる事務に係るものに限る。
-----------------------------------	---------	--	--	---	--	--	--	-------------------------

別表第4建設部の表2の項に次の1号を加える。

(4) 許可等に関する報告の徴収又は立入検査等の実施(条例22①②)	振興局(熊毛支庁及び大島支庁を除く。)			○		○	支所長	土石の採取に係るものに限る。
------------------------------------	---------------------	--	--	---	--	---	-----	----------------

別表第4建設部の表7の項中第29号を第30号とし、第5号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号中「国等」を「国」に改め、「占用」の次に「に係る国から」を加え、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 指定市以外の市町村の区域内に存する国道又は県道の歩道の新設等の代行についての当該市町村長からの協議についての決定(法17④)	振興局			○		○	所長	
--	-----	--	--	---	--	---	----	--

別表第4建設部の表10の項第5号中「許可」を「許可等」に、「23」を「23, 23の2」に改め、同項第10号及び第11号中「第7号」を「第8号」に改め、同項第12号中「許可」を「許可等」に、「第4号から第8号まで」を「第5号から第9号まで」に改め、同項第13号中「許可」を「許可等」に、「第4号」を「第5号」に改め、同項第14号中「第4号及び第7号」を「第5号及び第8号」に改め、同項第15号中「仕様」を「使用」に、「第4号及び第7号」を「第5号及び第8号」に改め、同項第17号中「第15号」を「前号」に、「55②」を「55②〔33③〕」に改め、同項第22号中「第4号から第6号まで」を「第5号から第7号まで」に、「74①③」を「74①」に改め、同項第23号中「第4号から第6号まで」を「第5号から第7号まで」に、「74①③」を「74③」に改め、同項第26号中「第4号から第8号まで」を「第5号から第10号まで」に改め、同項第27号中「許可」を「許可等」に、「第4号から第8号まで」を「第5号から第9号まで」に改め、同項第29号中「第2号, 第4号から第9号まで, 第12号, 第15号及び第17号」を「第3号, 第5号から第10号まで, 第13号, 第16号, 第18号, 第20号及び第21号」に改め、同項第30号中「第4号から第6号まで」を「第5号から第7号まで」に改め、同表11の項第1号中「発令及び関係機関への」を削り、「13②」の次に「, 13の2」を加え、同表28の項第1号中「特定建築物の耐震診断及び耐震改修についての」を「特定既存耐震不適格建築物に係る」に、「指示(法7)」を「指示等(法15)」に改め、同項第5号中「12」を「21」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「11」を「20」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「認定建築物」を「計画認定建築物」に、「10」を「19」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「8①③④⑤⑧, 9」を「17①③④⑤⑩, 18」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言(法16②)	振興局			○		○	屋久島事務所長 徳之島事務所長	
-------------------------------	-----	--	--	---	--	---	-----------------	--

別表第 4 建設部の表28の項に次の 7 号を加える。

(7) 建築物の地震に対する安全性に係る認定（木造の建築物に係るものに限る。）（法22①②）	振興局			○	○	屋久島事務所長 徳之島事務所長	
(8) 基準適合認定建築物に係る認定の取消し（木造の建築物に係るものに限る。）（法23）	振興局			○	○	屋久島事務所長 徳之島事務所長	
(9) 基準適合認定建築物に係る報告，検査等（木造の建築物に係るものに限る。）（法24）	振興局			○	○	屋久島事務所長 徳之島事務所長	
(10) 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定（木造の建築物に係るものに限る。）（法25①②）	振興局			○	○	屋久島事務所長 徳之島事務所長	
(11) 要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等（木造の建築物に係るものに限る。）（法27）	振興局			○	○	屋久島事務所長 徳之島事務所長	
(12) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等（法附則 3 ③〔12〕）	振興局			○	○	屋久島事務所長 徳之島事務所長	
(13) 要緊急安全確認大規模建築物に係る報告，検査等（法附則 3 ③〔13①〕）	振興局			○	○	屋久島事務所長 徳之島事務所長	

別表第 4 建設部の表32の項第 3 号中「23③」を「28③」に改め，同項第16号中「並びにその結果の国土交通大臣への報告」を削り，「48①④」を「49①」に改め，同表35の項事務の種類欄中「項中」を「項中特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律を「法」，」に改め，同項第 1 号中「公募（省令 9）」を「募集（省令27，条例 4， 5）」に，「事務所長」を「瀬戸内事務所長」に改め，同項第 2 号中「選定（省令10）」を「選定等（省令28， 29， 条例 7②， 8， 9， 10）」に，「事務所長」を「瀬戸内事務所長」に改め，同項第 3 号及び第 4 号を削り，同項第 5 号中「延長，」を「延長又は」に改め，「， 入居可能日の通知」を削り，「取消し」を「取消し等」に，「事務所長」を「瀬戸内事務所長」に改め，同号を同項第 3 号とし，同項第 6 号中「承認（条例12①）」を「承認等（条例12）」に，「事務所長」を「瀬戸内事務所長」に改め，同

号を同項第 4 号とし、同項第 7 号中「事務所長」を「瀬戸内事務所長」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 8 号中「事務所長」を「瀬戸内事務所長」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 9 号中「の決定及び」を「又は」に、「決定(条例16)」を「決定等(条例16①③, 17②)」に、「事務所長」を「瀬戸内事務所長」に改め、同号を同項第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 家賃又は入居者負担額の徴収(条例16②, 19①⑤)	振興局			○		○	瀬戸内事務所長	
--------------------------------	-----	--	--	---	--	---	---------	--

別表第 4 建設部の表35の項第10号中「又は」を「若しくは」に、「の減免」を「又は敷金の減免」に、「事務所長」を「瀬戸内事務所長」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第11号中「事務所長」を「瀬戸内事務所長」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号中「, 減免, 徴収の猶予等(条例20)」を「及び還付(条例20①③)」に、「事務所長」を「瀬戸内事務所長」に改め、同号を同項第11号とし、同項第13号中「事務所長」を「瀬戸内事務所長」に改め、同号を同項第12号とし、同項第14号中「用途の」を「用途」に、「事務所長」を「瀬戸内事務所長」に改め、同号を同項第13号とし、同項第15号中「29」を「29①②」に、「事務所長」を「瀬戸内事務所長」に改め、同号を同項第14号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(15) 明渡しの請求, 検査員の指定及び立入検査の実施等(条例30①, 31①, 34①)	振興局 (熊毛支庁及び大島支庁を除く。)			○				
	熊毛支庁 大島支庁			○		○	瀬戸内事務所長	

別表第 4 建設部の表35の項第16号を次のように改める。

(16) 駐車場の使用許可(条例32②)	振興局			○		○	瀬戸内事務所長	
----------------------	-----	--	--	---	--	---	---------	--

別表第 4 建設部の表35の項第17号を削り、同項第18号中「事務所長」を「瀬戸内事務所長」に改め、同号を同項第17号とし、同項第19号中「事務所長」を「瀬戸内事務所長」に改め、同号を同項第18号とし、同項第20号中「事務所長」を「瀬戸内事務所長」に改め、同号を同項第19号とする。

附 則

この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。